

平成30年度 展示会等視察支援事業実施要領

(通 則)

第1条 展示会等視察支援事業の実施については、秋田県信用保証協会（以下「協会」という。）の各規定のほか、この要領の定めるところによる。

(目 的)

第2条 保証利用企業の製品開発や技術力向上等の意欲ある取組やそれを担う人材の育成を支援するため、対象企業がマーケットのトレンドや顧客ニーズ、他企業や業界動向等を体感し、最新の製品や技術、素材等に触れることができる展示会等への視察経費（旅費、宿泊費等）の一部を補助することにより、販路拡大やコア技術の応用、企業連携による新たな市場開拓・異分野進出等への取組を促進することを目的とする。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、原則として、現に当協会の保証を利用する小規模事業者であって補助対象事業を自らの費用負担で実施する者とする。ただし、補助対象とする展示会等へ自ら出展する事業者である場合を除く。なお、同一年度内において、同一事業者が本事業を複数回利用することはできない。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象とする展示会等および視察対象期間は別に定める。

(対象とする視察経費)

第5条 補助金交付の対象とする経費は、補助対象企業の役職員（個人事業主本人を含む）が前条の展示会等の視察のために要した交通費及び宿泊費等の実費とし、協会が必要かつ適当と認めたものについて交付する。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、1企業につき5万円（ただし視察者1名の場合は3万円）を上限とする。ただし、他の団体（国及び地方公共団体等を含む）が実施する補助制度等の対象となる経費を除く。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付申請は「補助金交付申請書」（様式1）に「企業自己分析

調書」(様式2)を添付して行うものとする。なお、提出期限は別に定める。

(補助金の交付決定)

第8条 協会は申請書の内容を審査して対象事業者を決定し、申請者に対し通知する。なお、本事業は予算の範囲内で行うものとし、協会は必要に応じて補助金の交付に条件を付することができるものとする。

(実績確認)

第9条 実績確認は、次により行うものとする。

(1)「調査報告書」(様式3)の提出

ただし、企業ブースの訪問(セミナー聴講含む)が3社以上であることを要する。

(2)支出を証明できる書類(領収書の写し等)の提出

2 提出期限は、展示会等の視察実施後2週間以内とする。ただし、当協会が特に認めた場合を除く。

3 実績報告の内容及び事業の実施状況等について、協会は必要に応じ追跡調査を行うことができる。

(その他)

第10条 事業の実施等について、不適切と判断される場合は、補助金の交付決定を取り消し、又は補助金の返還を求めることができるものとする。

2 この要領に定めるもののほか、運用に関する事項は別に定める。

附則

この要領は、平成30年5月1日から施行する。

平成30年度 展示会等視察支援事業実施細則

第1 対象展示会等

本事業が対象とする展示会等は、当協会が中小企業支援に相当と認め、次の全てに該当する展示会等とする。

1. 秋田県外で開催される展示会等であること。
2. 概ね100社以上が出展する大規模展示会等であること。
3. 視察する事業者への本業支援としての効果が見込まれること。

第2 事業実施規模

本事業の対象事業者数は概ね20企業とする。ただし、展示会の開催時期に応じ次のとおり区分し、それぞれ実施企業数の目安を定める。なお、交付申請企業数がこれを下回った場合は、他の開催区分において目安企業数を超えて選定することができるものとする。

| 開催区分 | 目安企業数 |
|---------|-------|
| 5月～9月 | 10企業 |
| 10月～12月 | 5企業 |
| 1月～3月 | 5企業 |

第3 補助金交付申請

補助金の交付申請は、対象展示会等の開催日の概ね1カ月前までに、当協会宛て提出することを要する。なお、視察後の申請は認めない。

第4 審査基準

補助金交付対象者は第1に定める要件審査の後、保証協会本部内での協議を経て経営支援部長が選定するものとする。

附則

この細則は、平成30年5月1日から施行する。